

伊丹市共同利用施設等条例の一部を改正する条例の制定
について

伊丹市共同利用施設等条例の一部を改正する条例を別記のとおり
制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

伊丹市すずはら地区交流センターを新設し，伊丹市共同利用施設
ゆうかりセンター，伊丹市共同利用施設南菱センター及び伊丹市共
同利用施設さつきセンターを廃止するため。

伊丹市共同利用施設等条例の一部を改正する条例（令和
4年伊丹市条例第 号）

伊丹市共同利用施設等条例（昭和46年伊丹市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表伊丹市共同利用施設ゆうかりセンター，伊丹市共同利用施設南菱センター及び伊丹市共同利用施設さつきセンターの項を削り，同表に次のように加える。

伊丹市すずはら地区交流センター	伊丹市御願塚6丁目3番50号
-----------------	----------------

付 則

この条例は，令和5年7月1日から施行する。